

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1843号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1を次のように改める。

別紙様式第1（第3条関係）

扶 養 親 族 届

一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

年 月 日提出

任命権者 様	勤務公署名			
	職 名		氏 名	⑧

(証明書類 通添付)

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。）

- 1 新たに職員となった。（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。）
- 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった。（子以外の扶養親族がある場合に限る。）
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある。（行政職9級以上職員等にあつては、子に限る。）
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある。（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る。）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別紙様式第1の扶養親族届については、当分の間、従前の様式によることができる。